

介護報酬算定に係る体制等に関する届出について （介護老人保健施設）

【提出書類】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・以下の添付書類

届出事項	添付書類
<p>人員配置区分 （基本型・在宅強化型）</p> <p>在宅復帰・在宅療養 支援機能加算Ⅰ・Ⅱ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設（基本型/在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出（別紙13） A 在宅復帰率 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅復帰率が確認できる書類 B ベッド回転率 <ul style="list-style-type: none"> ・ベッド回転率が確認できる書類 C 入所前後訪問指導の割合 D 退所前後訪問指導の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・前3月のそれぞれの割合を計算したもの（任意様式） E 居宅サービスの実施数 <ul style="list-style-type: none"> ・なし F リハ専門職の配置の割合 G 支援相談員の配置の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・前3月分の勤務形態一覧表（参考様式1） H 要介護度4又は5の割合 I 喀痰吸引の実施割合 J 経管栄養の実施割合 <ul style="list-style-type: none"> ・前3月のそれぞれの割合を計算したもの（任意様式） <p>※A～Jについて、指標の点数がゼロ点のものは添付不要</p>
<p>人員配置区分 （療養型）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設（療養型又は療養強化型）の基本施設サービス費に係る届出（別紙13-2） ・療養型施設に係る届出書 ・夜勤職員の配置を確認できる書類
<p>療養体制維持特別加算Ⅰ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表（参考様式1） （利用者等：介護職員＝4：1） ・厚生労働大臣が定める施設基準「20」イ（1）または（2）に該当する施設であったこと
<p>療養体制維持特別加算Ⅱ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前3月の、喀痰吸引又は経管栄養の割合（20%以上）又は認知症日常生活自立度Ⅳ以上の割合が分かるもの

届出事項	添付書類
夜間勤務条件基準による減算	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態一覧表（参考様式1） ※人員欠如が生じた月（解消した場合は解消した月）
職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態一覧表（参考様式1） ※人員欠如が生じた月（解消した場合は解消した月）
ユニットケア体制	<ul style="list-style-type: none"> 平面図等 勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの ユニットリーダー研修修了証写し
身体拘束廃止取組の有無	<ul style="list-style-type: none"> なし
安全管理体制	<p><経過措置により令和3年10月から適用></p>
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<p><経過措置により令和6年4月から適用></p>
夜勤職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤職員配置加算算定表 夜勤職員配置加算算定表別紙
認知症ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> 認知症専門棟の平面図 勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの
若年性認知症入所者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> なし
ターミナルケア体制	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルケア加算に係る同意書（計画書において同意を得る場合は、計画書のひな形）
栄養マネジメント強化体制	<ul style="list-style-type: none"> 栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11） 管理栄養士の資格証写し 勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの
療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士又は栄養士の資格証写し 勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの
認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの 入所者の総数のうち、認知症（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、M）である入所者の割合が2分の1以上であることが確認できる資料（入所者名等の記載のないもの） 情報伝達又は技術的指導を目的とした会議の記録 認知症専門ケア加算Ⅰ 研修修了証（認知症介護実践リーダー研修） 認知症専門ケア加算Ⅱ 研修修了証（認知症介護指導者研修） 介護職員、看護職員ごとの研修計画

届出事項	添付書類
リハビリ計画書情報加算	・なし
褥瘡マネジメント加算	・褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙23）
排せつ支援加算	・なし
自立支援促進加算	・なし
科学的介護推進体制加算	・なし
安全対策体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生防止のための担当者による安全対策に係る外部研修受講を証するもの ※令和3年10月31日までは、研修受講予定で可のため、受講後に提出。ただし、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合は、遡り返還となる。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-4） ②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）算定表 ③サービス提供体制強化加算 算定表別紙 ④介護福祉士の資格証写し ⑤勤務形態一覧表（参考様式1）
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書（別紙様式2-1） ・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2） ・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）

リハビリテーション提供体制【介護療養型老人保健施設】

加算・減算の名称	必要書類	
	届出用紙	添付書類
リハビリテーション 指導管理	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別療養費の算定に係る留意事項(様式7) 理学療法士又は作業療法士の資格証写し
言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別療養費の算定に係る留意事項(様式7) 特別療養費の算定に係る留意事項(様式8) 言語聴覚士の資格証写し 専門施設の平面図
精神科作業療法	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別療養費の算定に係る留意事項(様式7) 特別療養費の算定に係る留意事項(様式9) 作業療法士の資格証写し

特別療養費加算項目【介護療養型老人保健施設】

加算・減算の名称	必要書類	
	届出用紙	添付書類
重症皮膚潰瘍管理指導	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別療養費の算定に係る留意事項(様式5) 褥瘡対策チーム(メンバー、職種)の設置、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等の整備状況(任意様式)
薬剤管理指導	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別療養費の算定に係る留意事項(様式6) 特別療養費の算定に係る留意事項(様式7)(医薬品情報管理・薬剤管理指導のいずれかに従事しているか、兼務か備考欄に記入) 医薬品情報管理室の配置図・平面図 薬剤師の資格を証する資格証写し
療養体制維持特別加算	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態一覧表(参考様式1)(利用者等：介護職員＝4：1) 厚生労働大臣が定める施設基準「20」イ(1)または(2)に該当する施設であったこと

☆ 上記に掲げる以外にも確認の為、書類等の提出を求められることがあります。